

日出町燃油高騰対策運輸事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年度の燃油価格の高騰により事業経営が圧迫されている運輸事業者に対して、安定的な経営の持続を図るため、燃油高騰対策運輸事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、日出町補助金等交付規則（平成20年日出町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、今後も事業を継続する意思がある事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法人事業者にあっては、次のアからウまでのいずれにも該当する者

ア 事業を行うための許可を得ている者又は届出を行っている者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「路線バス事業者」という。）であって、町内に起点又は終点を有する路線定期運行をおこなうもの

(イ) 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）

(ウ) 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車

運送事業をいう。)を営む者(以下「一般貨物事業者」という。)

(エ) 貨物軽自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。)を営む者(以下「貨物軽事業者」という。)

イ 町内に事業所を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの(路線バス事業者を除く者に限る。)

(ア) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)

(イ) 社会福祉法人

(ウ) 医療法人

(エ) 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)

(オ) 協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。)

(カ) 中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)

ウ 直近の事業年度において法人に係る市町村民税の申告を日出町に行っている者(路線バス事業者を除く者に限る。)

(2) 個人事業主にあつては、前号イ(ア)に該当する者であつて、かつ、次のいずれかに該当するタクシー事業者、一般貨物事業者又は貨物軽事業者

ア 日出町の住民基本台帳に記録されている者

イ 町内に事業所を有する者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 路線バス事業者 100万円
- (2) タクシー事業者 50万円
- (3) 一般貨物事業者 50万円
- (4) 貨物軽事業者 10万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか又は両方に該当する場合にあっては、支援金の額は、10万円とする。

- (1) 個人事業主
- (2) 主として福祉輸送を行うタクシー事業者
(申請手続)

第4条 支援金の申請は、一の事業者について1会計年度につき1回限り行うことができる。

2 規則第4条第1項の申請は、日出町燃油高騰対策運輸事業者支援金交付申請（実績報告）書（様式第1号）により行うものとし、同項の町長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる事業者の区分に応じ当該アからウまでに定める書類

ア 路線バス事業者及びタクシー事業者 道路運送法第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可書の写し

イ 一般貨物事業者 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可書の写し

ウ 貨物軽事業者 貨物自動車運送事業法第36条第1項に規定する届出をしていることを証する書類

- (2) 次のアからウまでに掲げる区分に応じ当該アからウまでに定める書類

ア 路線バス事業者 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第35条第5号に規定する書類の写し

イ 法人事業者（路線バス事業者を除く。） 日出町に法人に係る市町村民税の申告を行っていることが確認できるもの

ウ 個人事業主 次に掲げるもの

（ア） 住民票の写し

（イ） 令和 6 年分の所得税の確定申告書の写し又は令和 7 年度市町村民税申告書の写し

（ウ） 事業を行っていることが確認できるもの

（3） その他町長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの区分に該当する場合は、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

（1） 町税課税状況等調査承諾書（様式第 2 号）を提出する場合
前項第 2 号イに規定する書類

（2） 日出町の住民基本台帳情報について調査し、閲覧し、及び照会することに同意する場合 前項第 2 号ウ（ア）に規定する書類

4 規則第 4 条第 1 項の町長の定める時期は、令和 7 年 1 2 月 2 8 日までとする。

（交付決定及び額の確定の通知）

第 5 条 支援金に係る規則第 6 条の規定による交付の決定及び規則第 1 1 条第 2 項の規定による額の確定の通知は、日出町燃油高騰対策運輸事業者支援金交付決定（額の確定）通知書（様式第 3 号）によるものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表面）

日出町燃油高騰対策運輸事業者支援金交付申請（実績報告）書

年 月 日

日出町長

様

申 請 者
所 在 地
名 称
代表者名
電話番号

日出町燃油高騰対策運輸事業者支援金の交付を受けたいので、日出町補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請（実績を報告）します。

事業主区分	☐ 法人事業主 ☐ 個人事業主（事業の種類に関わらず） 10 万円	
事業の種類	☐ 路線バス事業者 100 万円 ☐ タクシー事業者（主に一般輸送） 50 万円 ☐ タクシー事業者（主に福祉輸送） 10 万円 ☐ 一般貨物事業者 50 万円 ☐ 貨物軽事業者 10 万円	
交付申請額	円	
添 付 書 類 ※「町外在住だが、町内で事業を行っている方」や「町内在住だが、町外で事業を行っている方」等は、事業を行っていることが確認できるもの（商工会の会員証など）を別途提出してください。	路線バス事業者	☐ 一般旅客自動車運送事業の許可書の写し ☐ 直近の法人概況説明書の写し
	タクシー事業者	☐ 一般旅客自動車運送事業の許可書の写し
	一般貨物事業者	☐ 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し
	貨物軽事業者	☐ 貨物自動車運送事業法第 36 条第 1 項に規定する届出をしていることを証する書類
	法人事業者（路線バス事業者を除く） ※次のいずれかを提出	個人事業主
	☐ 日出町で法人住民税の申告を行っていることが分かるもの ☐ 町税課税状況等調査承諾書	☐ 直近の確定申告書（住民税申告書）の写し

※ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認すること。

(裏面)

誓 約

申請者（補助事業者）は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、日出町の住民基本台帳について調査、閲覧、照会を行うとともに、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

申 請 者
所 在 地
名 称
代表者名
電話番号

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

様式第 2 号（第 4 条関係）

町税課税状況等調査承諾書

年 月 日

日出町長 様

日出町燃油高騰対策運輸事業者支援金の交付の要件審査のため、
日出町が町税の課税状況を調査することを承諾いたします。

所 在 地

名 称

代表者名

生年月日 年 月 日

※この承諾書における調査については、日出町燃油高騰対策運輸事業者支援金の交付の要件審査のため行うもので、他の目的には利用いたしません。

様式第 3 号（様式第 5 号関係）

第 年 月 日 号

様

日出町長

日出町 燃油高騰対策運輸事業者支援金交付決定（額の確定） 通知書

年 月 日付で申請のあった日出町 燃油高騰対策運輸事業者支援金の交付申請及び実績報告については、次のとおり交付することの決定（額の確定）をしたので、日出町補助金等交付規則第 6 条及び第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

支援金の交付決定額 （支援金の確定金額）	円
交 付 の 条 件	
そ の 他	

